

宮川用水地区 取水制限流量検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1－2条	本業務は、宮川用水地区における水利使用に関する取水制限流量について、過年度に整理された資料及び今回整理する気象・水文データを使用して宮川の流況を整理し、河川正常流量の検討を行い、検討結果をもとに現行の取水制限流量の妥当性を検証するものである。														
(場 所) 第1－3条	本業務で対象とする位置は、三重県伊勢市、多気郡多気町、明和町、大台町、度会郡玉城町地内で別添位置図に示すとおりである。														
(業務概要) 第1－4条	本業務の概要は、次のとおりである。 <table><tr><td>1 事前準備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2 データ収集・整理</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3 正常流量の検討</td><td>1 式</td></tr><tr><td>4 現行取水制限流量の妥当性検証</td><td>1 式</td></tr><tr><td>5 点検とりまとめ</td><td>1 式</td></tr></table>	1 事前準備	1 式	2 データ収集・整理	1 式	3 正常流量の検討	1 式	4 現行取水制限流量の妥当性検証	1 式	5 点検とりまとめ	1 式				
1 事前準備	1 式														
2 データ収集・整理	1 式														
3 正常流量の検討	1 式														
4 現行取水制限流量の妥当性検証	1 式														
5 点検とりまとめ	1 式														
(土地への立入り等) 第1－5条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。														
(一般事項) 第1－6条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1－7条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士	農学														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木														
(担当技術者) 第1－8条	担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。														

項 目	内 容													
(技術者情報の登録) 第 1－9 条	共通仕様書第 1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。													
(保険加入) 第 1－10条	受注者は、共通仕様書第 1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。													
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。													
(参考図書) 第 2－2 条	本業務の実施に当たって参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条による他、次の図書とし、これ以外の図書を適用する場合は、監督職員と打合せを行うものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル (平成 5 年 3 月)</td><td>(社) 農業土木事業協会</td></tr><tr><td>2</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル (案)「Ⅱ 水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」 (平成29年3月)</td><td>農林水産省農村振興局事務連絡</td></tr><tr><td>3</td><td>正常流量検討の手引き (案) (平成19年 9 月)</td><td>国土交通省河川局河川環境課</td></tr></table>	番号	名称	発行所	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル (平成 5 年 3 月)	(社) 農業土木事業協会	2	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案)「Ⅱ 水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」 (平成29年3月)	農林水産省農村振興局事務連絡	3	正常流量検討の手引き (案) (平成19年 9 月)	国土交通省河川局河川環境課	
番号	名称	発行所												
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル (平成 5 年 3 月)	(社) 農業土木事業協会												
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案)「Ⅱ 水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」 (平成29年3月)	農林水産省農村振興局事務連絡												
3	正常流量検討の手引き (案) (平成19年 9 月)	国土交通省河川局河川環境課												
(貸与資料) 第 2－3 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せを行うものとする。 <table><tr><th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>業務報告書</td><td>令和 5 年度 宮川用水地区 渇水要因分析業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="3">その他</td><td>栗生頭首工取水量報告書 (2023年～2024年)</td><td>1式</td></tr><tr><td>宮川用水地区河川協議資料 (令和 5 年 3 月)</td><td>1 式</td></tr><tr><td>水利使用規則 (宮川用水) (令和 8 年 1 月)</td><td>1 式</td></tr></table>	分類	貸与資料	数量	業務報告書	令和 5 年度 宮川用水地区 渇水要因分析業務	1 式	その他	栗生頭首工取水量報告書 (2023年～2024年)	1式	宮川用水地区河川協議資料 (令和 5 年 3 月)	1 式	水利使用規則 (宮川用水) (令和 8 年 1 月)	1 式
分類	貸与資料	数量												
業務報告書	令和 5 年度 宮川用水地区 渇水要因分析業務	1 式												
その他	栗生頭首工取水量報告書 (2023年～2024年)	1式												
	宮川用水地区河川協議資料 (令和 5 年 3 月)	1 式												
	水利使用規則 (宮川用水) (令和 8 年 1 月)	1 式												

項 目	内 容
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	<p>第 2 - 2 条、第 2 - 3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、第 1 回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>
第 3 章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙 1「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>
(設計作業の留意点) 第 3 - 2 条	<p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第 2 - 2 条、第 2 - 3 条に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。</p>
(業務写真における黒板情報の電子化) 第 3 - 3 条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の 1 から 4 によりこれを実施するものとする。</p> <p>1 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入</p> <p>(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>(1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。</p> <p>なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないもの</p>

項 目	内 容
	<p>とする。</p> <p>(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品</p> <p>受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せは、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階</p> <p>第2回 中間打合せ（データ収集・整理完了段階）</p> <p>第3回 中間打合せ（正常流量の検討段階）</p> <p>第4回 中間打合せ（現行取水制限流量の妥当性検証段階）</p> <p>最終回 成果品とりまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副2部</p> <p>(2) 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p>
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目8番 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p>
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。</p> <p>(2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</p> <p>(3) 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</p> <p>(4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合。</p> <p>(5) 履行期間の変更が生じた場合。</p> <p>(6) 関係機関等の対外的協議等により、業務計画等に変更が生じた場合。</p> <p>(7) その他</p>

項 目	内 容
第 7 章 業務スライド の試行 (業務スライドの試行) 第 7－1 条	<ol style="list-style-type: none"> 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年12月17日付け 7 農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、業務費の変更を請求することができる。 3 2 の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 4 3 の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が 2 の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 5 業務スライドの試行に係る運用については、1 に記載の通知に基づくものとする。
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別紙 1

作 業 項 目 内 訳 表

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	貸与資料の内容を把握するとともに、業務実施に必要な資料収集及び検討を行い、作業計画を作成する。	1 式	
2. データ収集・整理	貸与資料に示す気象・水文収集資料に基づき、令和 5 年（2023）、令和 6 年（2024）のデータ収集（収集不可能なデータは除く）を行い、2 ヶ年（令和 5 年（2023）、令和 6 年（2024））の降水量、ダム放流量、河川流量、農業用水取水実績の整理を行う。 また、過年度業務報告書を参考に概ね過去 30 ヶ年の宮川流況について整理を行う。	1 式	
3. 正常流量の検討	上記 2 で整理した宮川の流況及び宮川水系河川整備基本方針における正常流量の設定の考え方、宮川用水地区河川協議資料を参考に、岩出地点の正常流量を検討する。 また、検討した岩出地点の正常流量に対する栗生頭首工地点の流量についても検討する。	1 式	
4. 現行取水制限流量の妥当性検証	上記 3 で検討した正常流量を基に、現行取水制限流量の妥当性を検証し、課題と見直し方針等について整理する。 また、見直し方針に基づいた取水条件により栗生頭首工地点の取水可能量について、現行取水条件における取水可能量と比較を行い、見直し方針の有効性を整理する。 なお、本妥当性の確認は過去 30 ヶ年を対象として整理を行う。	1 式	
5. 点検とりまとめ	上記の各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	